

令和 7 年

第1回軽井沢町議会定例会  
12月会議議案

軽井沢町

令和7年第1回軽井沢町議会定例会12月会議議案目次  
(令和7年12月4日提出分)

議案番号	議案名	頁
議案第70号	浅麓水道企業団規約の変更に関する協議について	4
議案第71号	軽井沢町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	6
議案第72号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	22
議案第73号	軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	26
議案第74号	軽井沢町町税条例の一部改正について	31
議案第75号	軽井沢町老人福祉センター条例の廃止について	43
議案第76号	しなの鉄道線軽井沢・中軽井沢間唐松歩道橋塗装塗替工事に係る協定の締結について	46
議案第77号	軽井沢町町営住宅明渡し及び滞納家賃等支払請求事件に係る訴えの提起について	58
議案第78号	指定管理者の指定について（軽井沢観光会館）	60
議案第79号	指定管理者の指定について（軽井沢町観光振興センター）	63
議案第80号	指定管理者の指定について（軽井沢町地域交流施設くっかけテラス）	66
議案第81号	指定管理者の指定について（軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭）	69
議案第82号	指定管理者の指定について（軽井沢風越公園アイスアリーナ外6施設）	72
議案第83号	指定管理者の指定について（軽井沢町都市施設さわやかハット）	75
議案第84号	令和7年度軽井沢町一般会計補正予算（第9号）	別冊

議案第 8 5 号	令和 7 年度軽井沢町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 8 6 号	令和 7 年度軽井沢町駐車場特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 8 7 号	令和 7 年度軽井沢町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 8 8 号	令和 7 年度軽井沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 8 9 号	令和 7 年度軽井沢町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 9 0 号	令和 7 年度軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
報告第 2 3 号	専決処分の報告について（令和 7 年度町単木もれ陽の里屋根他改修工事変更請負契約の締結について）	78
報告第 2 4 号	専決処分の報告について（木もれ陽の里での落雪による車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について）	82
報告第 2 5 号	専決処分の報告について（公用車での交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について）	87

浅麓水道企業団規約の変更に関する協議について

浅麓水道企業団の組織強化を目的として、副企業長を設置するため、浅麓水道企業団規約（昭和42年4月1日長野県指令42地第221号許可）の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づく協議を行うため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日

軽井沢町議会議員 川島 さゆり

## 浅麓水道企業団規約の一部を改正する規約（案）

浅麓水道企業団規約（昭和 42 年 4 月 1 日長野県指令 42 地第 221 号許可）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し中「企業長」の次に「及び副企業長」を加え、同条第 5 項を同条第 8 項とし、同条第 4 項中「又」を「また」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条中第 3 項を第 5 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

6 副企業長は、企業長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定められた順序に従いその職務を代理する。

第 8 条第 2 項中「企業長」の次に「及び副企業長」を、「その」の次に「組織」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条中第 1 項を第 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

3 副企業長は、企業長以外の組織市町長を充てる。

第 8 条に第 1 項として次の 1 項を加える。

企業団に企業長及び副企業長を置く。

第 11 条第 2 項中「あてる」を「充てる」に改める。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

軽井沢町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の制定について

軽井沢町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例（案）

目次

第1章 総則（第1条－第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条－第26条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第27条・第28条）

第3章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 この条例で定める基準（次条及び第5条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、

その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

- 2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。  
（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をできるように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する

る訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第27条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定められた利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該児童の数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

### 第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下この条及び次条において「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援

事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号及び次条第 3 項第 2 号において「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、3 階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー

		<p>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
3階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下とな

るように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(4) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（長野県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満

1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（設備及び職員の基準の特例）

第24条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は、適用しない。

（乳児等通園支援の内容）

第25条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密

接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第27条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例で定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）（保育所に係る部分に限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年長野県条例第63号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長野県条例第45号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第22号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）

(準用)

第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第29条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

軽井沢町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定理由

**【制定理由】**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、同法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に従い、又はこれを参酌してその設備及び運営に関する基準を定めるもの。

1 乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」の趣旨

こども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度

※「こども誰でも通園制度」は乳児等通園支援事業の通称名



2 乳児等通園支援事業の概要及び町の検討状況

項目	概要	公立（町）の検討状況
利用対象者	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども	概要と同様 最大6名/時間の受入予定
対象者の認定	居住する市町村による認定 ※利用者から申請行為が必要	概要と同様 利用者は町内居住者に限らず 町外者の利用も可能 但し、町内居住者を優先
利用時間	月一定時間（月10時間）までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用	概要と同様
利用料	利用標準額については未定 事業所が直接徴収をすることを想定	300円/時間（令和7年度国標準額）を標準利用料として検討中で徴収方法は概要と同様
利用方法・予約方法	事業所へ直接予約することを想定	概要と同様
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園 等	町立保育園は中保育園のみで実施予定

※私立保育所、幼稚園等については、概要基準に準じ定めることができる。

### 3 主な条例（案）の内容

#### (1) 乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等（第11条）

乳児等通園支援事業所の職員は、制度の趣旨を踏まえて、専門性が発揮できるよう、必要な知識や技能の修得、維持及び向上に努めるとともに、実施事業者は、そのための研修等の受講の機会を確保する必要があります。

#### (2) 利用乳幼児を平等に取り扱う原則（第13条）

利用するこどもの国籍、信条、社会的身分又は利用料の減免の有無によって、差別的な取り扱いを行うことを禁止します。

#### (3) 虐待等の禁止（第14条）

職員による子どもへの虐待行為を禁止します。

#### (4) 乳児等通園支援事業の区分及びその職員数（第21条及び第23条）

##### ① 一般型乳児等通園支援事業所

一般型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園等において、乳児等通園支援事業のために、専用室を設けるなどにより、新たに利用定員を設定して実施する事業です。

乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とします。なお、利用児童数にかかわらず、原則として、常時少なくとも、2人以上の職員配置が必要です。

##### ② 余裕活用型乳児等通園支援事業所

余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園等において、利用定員の空き枠を活用し実施する事業です。

各施設・事業所の職員配置基準と同等の人数配置が必要です。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭  
庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣  
府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
を別紙のとおり制定する。

令和7年12月4日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第24条第1項ただし書中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第2項中「保育士」の次に「（長野県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は長野県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を、「次の」の次に「各号の」を加え、「者と」を「ものと」に改める。

第30条第1項、第32条第1項、第45条第1項及び第48条第1項中「保育士」の次に「（長野県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

（軽井沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 軽井沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（軽井沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 軽井沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「（長野県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加え、同項第3号中「過程」を「課程」に改める。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭  
庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例の制定理由

**【制定理由】**

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により地域  
限定保育士制度が一般制度化されたこと等を受けて、家庭的保育事業等の  
設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）その他のこど  
も家庭庁関係内閣府令が改正され、地域限定保育士を保育士とみなすこと  
等について規定されたことに伴い、これらの内閣府令の基準に従って定め  
る規定の改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月4日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第18条第3項中「（昭和40年法律第141号）」を削り、「解除」を「解除し、」に、「採る」を「とる」に改める。

第29条中「各号に掲げる」を削り、同条第7号中「を3階」の次に「以上」を加え、同号イの表に次のように加える。

4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の

		<p>構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	--

第34条中「各号に掲げる」を削り、同条第7号中「又は3階」を「以上」に改める。

第44条中「各号に掲げる」を削り、同条第1号中「を設置」を「を設置し、」に改め、同条第8号中「を3階」の次に「以上」を加え、同号イの表に次のように加える。

4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p>

	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
	3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

第49条中「を設置」を「を設置し、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月会議	
参考資料	3

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正理由

**【改正理由】**

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正され、利用乳幼児の健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合について規定されたことに伴い、同基準を参酌して定める規定の改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

軽井沢町町税条例の一部改正について

軽井沢町町税条例（昭和 3 7 年輕井沢町条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

## 軽井沢町町税条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町町税条例（昭和37年輕井沢町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第92条の2第1項及び第2項中「売り渡し」を「売渡し」に改める。

第93条の見出し中「売り渡し又は消費」を「売渡し又は消費等」に改め、同条第1項中「売り渡しを」を「売渡しを」に、「に、当該」を「に当該

」に、「引き渡し」を「引渡し」に改め、同条第2項中「引き渡し」を「引渡し」に改め、同条第3項中「取り消し」を「取消し」に、「売り渡し」を「売渡し」に改め、同条第4項中「が売り渡し」を「が売渡し」に、「消費を」を「消費等を」に改め、同項ただし書中「売り渡し」を「売渡し」に改める。

第96条第1項中「売り渡し」を「売渡し」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

15 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第15項とし、同条第12項を同条第14項とし、同条第11項の次に次の2項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

13 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第11条第6号中「課税標準額、法」を「課税標準額 法」に、「法附則第19条第2項」を「、法附則第19条第2項」に改め、「、附則第13条の4の場合には法附則第21条の2第2項において準用する法附則第18条第6項及び第18条の3」を削る。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
  - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
  - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第16条の3第3項第4号並びに附則第19条の9第2項第4号及び第5項第4号中「附則第5条」を「附則第5条の3」に改める。

附則第20条の2中「附則第10条の3第13項」を「附則第10条の3第15項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定  
令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げ

る規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の軽井沢町町税条例（次条及び附則第4条において「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の軽井沢町町税条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した同条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の軽井沢町町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、新条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る軽井沢町町税条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 軽井沢町町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

## 軽井沢町町税条例の一部改正理由

## 【改正理由】

地方税法（昭和25年法律第226号）等が改正されることに伴い、特定親族特別控除の創設に係る改正、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例を設ける改正、電子情報処理組織を使用する公示送達の方法を追加する改正等を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

## 軽井沢町町税条例の一部改正条項別概要

【法：地方税法 省令：総務省令】

条例条項、見出し名等	対応する法令	改正概要
<b>第 18 条</b> <b>【公示送達】</b> ※地方税法等の一部を改正する法律に掲げる既定の施行の日施行	<b>法第 20 条の 2</b> <b>規則第 1 条の 8 ①</b>	○省令改正にあわせて改正 ※従来の方法に加え、電子計算機で表示する措置をとることで公示送達を行うことができる規定に改正
<b>第 34 条の 2</b> <b>【所得控除】</b> ※R8.1.1 日施行	<b>法第 314 条の 2 ③</b>	○法律改正にあわせて改正 大学生世代の子等に関する特定親族特別控除額を設け、既存の扶養控除の対象要件を超えた場合についても段階的に遡減する規定を追加する改正
<b>第 36 条の 2 ①</b> <b>【町民税の申告】</b> ※R8.1.1 日施行	<b>法第 317 条の 2 ①</b>	○法律改正にあわせて改正 特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を追加する改正
<b>第 36 条の 3 の 2 ①</b> <b>【個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】</b> ※R8.1.1 日施行	<b>法第 317 条の 3 の 2 ①</b>	○法律改正にあわせて改正 記載事項について、特定親族を追加する改正
<b>第 36 条の 3 の 3 ①</b> <b>【個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】</b> ※R8.1.1 日施行	<b>法第 317 条の 3 の 3 ①</b>	○法律改正にあわせて改正 特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等を追加する改正

<p>附則第 16 条の 2 の 2 ①②③④ 【加熱式たばこに係る たばこ税の課税標準の 特例】 ※R8.4.1日施行</p>	<p>法附則第 30 条の 3 令附則第 15 条の 2 の 6、第 15 条の 2 の 7</p>	<p>○法律改正にあわせて新設 ※加熱式たばこに係るたばこ税の課税 標準の特例を新設</p>
--	--	--

網掛は参考資料あり

**大学生年代の子等に関する特別控除の創設（令和7年度税制改正）**

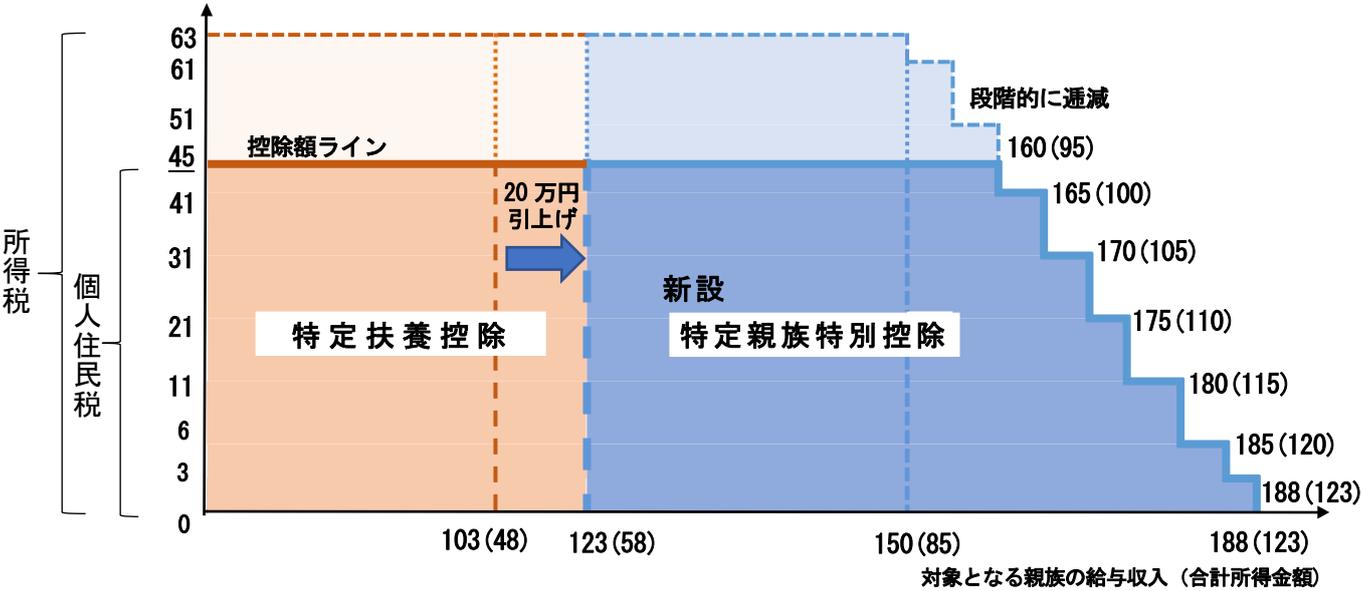
- 就業調整対策の観点から、国税と同様の措置として、大学生年代の子等に係る新たな控除（特定扶養控除と同額の45万円）を創設する（令和8年度分の個人住民税から適用）。
- 控除対象の子等の所得要件を103万円から150万円に拡大するのに合わせて、子等の所得に応じて控除額を逡減させる仕組みを設ける。

**<特定扶養控除と特定親族特別控除の対象>**

特定扶養控除 : 給与収入 123万円以下である、19歳以上23歳未満の扶養親族  
(改正前: 給与収入103万円以下)

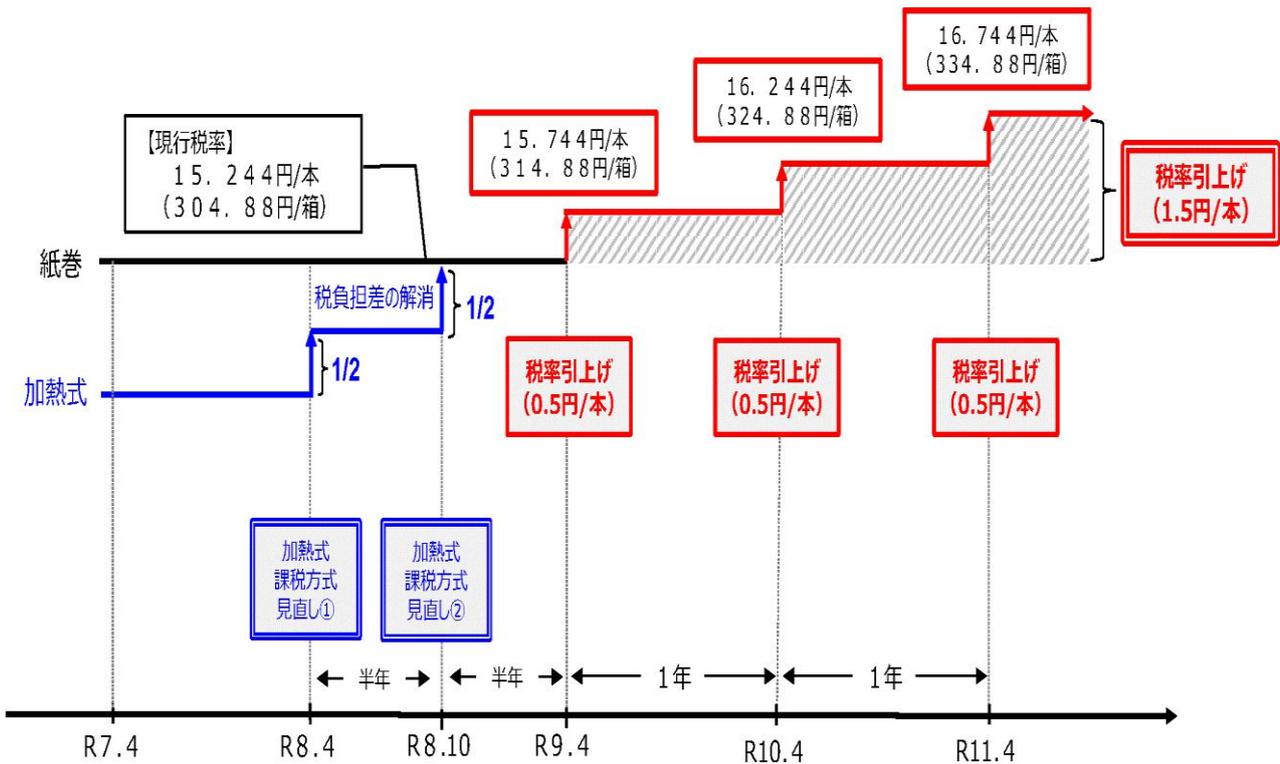
特定親族特別控除 : 給与収入 123万円超188万円以下である、19歳以上23歳未満の親族等  
(控除額は給与収入 150万円から逡減)

**<控除イメージ>**



## 加熱式たばこに係るたばこ税課税標準の特例

- ・ 加熱式たばこについて、紙巻たばことの間での税負担差を解消するため、課税方式の適正化を行う。
- ・ 加熱式たばこの課税方式の適正化については、消費者への影響に鑑み、令和8年4月及び同年10月の2段階で実施する。
- ・ その上で、国のたばこ税の税率を、予見可能性を確保する観点も踏まえて、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円/1本ずつ3段階で引き上げる。



軽井沢町老人福祉センター条例の廃止について

軽井沢町老人福祉センター条例（平成17年輕井沢町条例第18号）を別紙のとおり廃止する。

令和7年12月4日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町老人福祉センター条例を廃止する条例（案）

軽井沢町老人福祉センター条例（平成17年輕井沢町条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月会議	
参考資料	5

## 軽井沢町老人福祉センター条例の廃止理由

### 【廃止理由】

庁舎改築周辺整備事業に伴い、軽井沢町老人福祉センターを廃止するため、本条例を廃止するもの。

しなの鉄道線軽井沢・中軽井沢間唐松歩道橋塗装塗替工事に  
係る協定の締結について

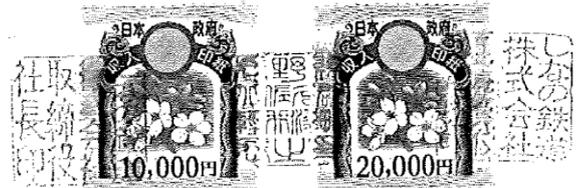
しなの鉄道線軽井沢・中軽井沢間唐松歩道橋塗装塗替工事について、下記のとおり施行協定を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決を求める

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 協定の目的  | しなの鉄道線軽井沢・中軽井沢間唐松歩道橋塗装塗替工事                   |
| 2 協定の金額  | 75,240,000円                                  |
| 3 協定の相手方 | 長野県上田市常田1-3-39<br>しなの鉄道株式会社<br>代表取締役社長 土屋 智則 |

令和7年12月4日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日  
軽井沢町議会議長 川島 さゆり



## 仮協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と、しなの鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、しなの鉄道線軽井沢・中軽井沢間唐松歩道橋塗装塗替工事（以下「工事」という。）について、次のとおり協定を締結する。なお、本協定書に記載の無い事項については、令和7年4月24日付け「唐松歩道橋補修工事」施行に関する基本協定書のとおりとする。

### （公正性と透明性の確保）

第1条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることを鑑み、工事の執行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

### （工事の位置）

第2条 工事の位置は、別紙「位置図」のとおりとする。

### （工事の施行区分及び内容）

第3条 工事は、乙が施行するものとする。

2 工事の内容は、別紙「補修計画図」、「工事内容表」のとおりとする。

### （工事の期間及び工程）

第4条 工事の期間は、軽井沢町議会議決の翌日から令和9年1月14日までとする。

2 工事の工程は、別紙「工程表」のとおりとする。

### （工事の費用、負担及び支払い）

第5条 工事の施行に要する費用（以下「工事費」という。）は、別紙「工事費概算書」のとおりとし、総額 75,240,000 円とする。なお、工事費には消費税及び地方消費税相当額 6,840,000 円を含むものとする。

2 工事費は、甲が全額負担するものとする。

3 甲は、工事費を別紙「資金計画書」に基づき、乙の発行する請求書により乙に支払うものとする。

### （設計変更）

第6条 甲及び乙は、甲乙協議のうえ工事の内容、工事費、期間等を変更することができるものとする。

### （精算、完了報告及び確認等）

第7条 乙は、工事完了後速やかに工事費を精算し、工事完了報告書に関係書類を添えて甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による工事完了報告書を受理した日から、14日以内に乙の立会いのもと完了の確認を行い、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項による確認の結果、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ甲の指定する日までに必要な措置を行い、再度前項による確認を受けるものとする。

### （引渡し）

第8条 工事の施行により完成した施設物は、前条第2項及び第3項に規定する確認による合格の日をもって、乙から甲へ引渡すものとする。

(所有権の帰属及び保守管理)

第9条 前条の規定により引渡しのあつた施設物の所有権は、甲に帰属するものとし、その後の保守管理についても甲が実施するものとする。なお、保守管理を実施する際は、列車運行保安上の観点より、乙と協議するものとする。

(撤廃物等の処理)

第10条 工事の施行に伴い発生する撤廃物は、乙が工事費の中で処理するものとする。なお、有価物については管理していた側のものとする。

(用地)

第11条 工事の施行に伴い必要となる搬入路、資材置場等の作業ヤードは、甲が確保するものとし、乙は工事期間中無償で使用できるものとする。

2 乙は、工事の施行に伴い第三者の用地へ立入が必要となる場合は、あらかじめ甲に通知するものとし、甲は速やかに第三者と協議を行うものとする。

(契約関係資料の提出)

第12条 乙は、第7条第1項の規定により工事完了報告をするときは、「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」に定める資料を甲へ提出するものとする。

(損害の負担)

第13条 工事の施行に伴う損害については、乙の責めに帰する場合を除き、甲が負担するものとし、詳細については、別途甲乙協議するものとする。

(行政上の手続き等)

第14条 工事の施行に伴う行政上の手続き及び第三者との協議は、甲が処理するものとする。ただし、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に係わる手続きについては乙が処理するものとする。

2 前項の手続き等の処理に際しては甲乙協力するものとする。

(苦情等の処理)

第15条 工事の施行に関する第三者からの苦情等の処理については、甲乙それぞれの責めに帰する場合を除き、甲乙協議のうえ処理するものとする。

(貸与品)

第16条 甲は、乙より工事の施行に必要な貸与品の引渡し依頼を受けた場合、速やかに乙へ引渡すものとする。

2 乙は、甲より工事に必要な貸与品の引渡しを受けたときは、善良な管理者の注意をもって管理し、工事完了時速やかに甲に返還するものとする。

(協定の変更)

第17条 本協定を変更する必要がある場合は、別途甲乙協議のうえ、協定の変更を行うものとする。

(疑義等の解決)

第18条 前各条に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ解決するものとする。

甲乙各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって仮協定を締結するものとする。なお、軽井沢町議会の議決があった時は、この協定書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する協定書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

以上、この協定の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日（仮協定締結日：令和 7 年 10 月 22 日）

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1  
軽井沢町長 土屋 三千夫



乙 長野県上田市常田1-3-39  
しなの鉄道株式会社  
代表取締役社長 土屋 智則



## 工事内容表

件名：しなの鉄道線軽井沢・中軽井沢間唐松歩道橋塗装塗替工事

施行区分	種別	単位	数量	内容	
乙	塗装塗替工	受託	式	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道橋塗装塗替(錆転換型防食塗装システム)</li> <li>・旧塗膜材(ケレン)処分(運搬費含む)</li> <li>・投物防止柵撤去復旧</li> <li>・ポリカーボネート板撤去復旧</li> <li>※ポリカーボネート板については、新材にて復旧</li> <li>・ヤード工仮設撤去</li> <li>・橋梁足場仮設撤去 等</li> </ul>
	保安業務	受託	式	1	・保安要員の配置



### 工事費概算書

件名:しなの鉄道線軽井沢・中軽井沢間唐松歩道橋塗装塗替工事

単位:円

工種・種別	単位	数量	協定金額	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	備考
総 額			75,240,000	0	75,240,000	①=②+③

区分	甲負担額		75,240,000	0	75,240,000	②-(④+⑧)-③
	乙負担額		0	0	0	③

甲 施 設	受託総額		75,240,000	0	75,240,000	④-⑤+⑥+⑦	
	1. 工事費		60,000,000	0	60,000,000	⑤	
	塗装塗替工	受託 式	1	54,300,000	0	54,300,000	
	保安業務	受託 式	1	5,700,000	0	5,700,000	
2. 管理費			8,400,000	0	8,400,000	⑥:率計算	
3. 消費税相当額	%	10	6,840,000	0	6,840,000	⑦=(⑤+⑥)×10%	

乙 施 設	負担金総額					⑧-⑨+⑩
	1. 工事費					⑨
2. 管理費						⑩:率計算

(別紙)

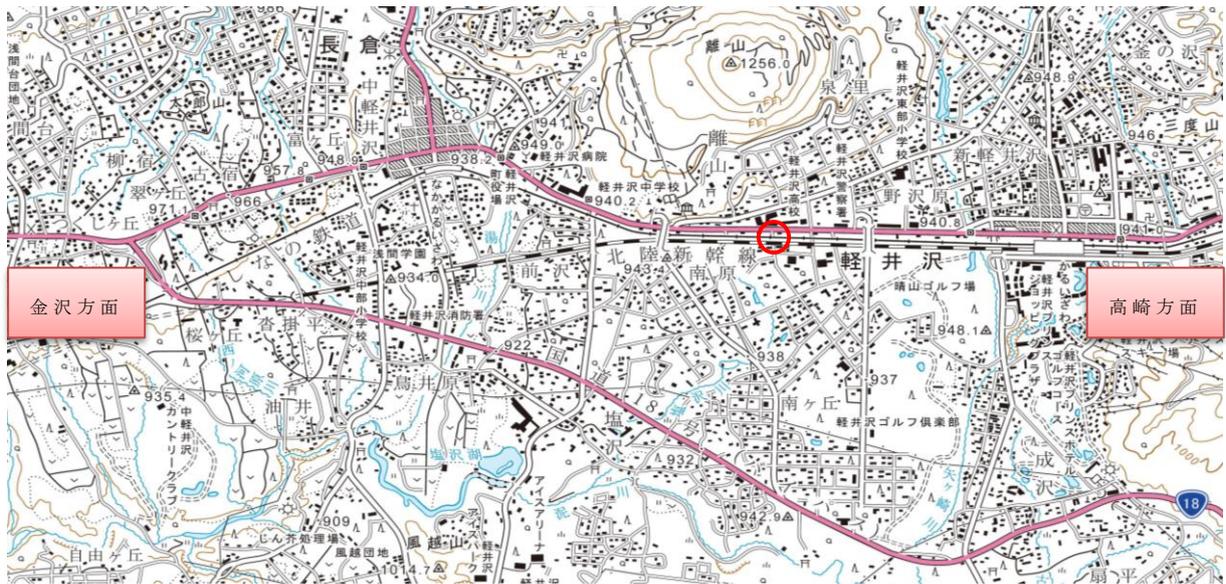
## 資金計画書

件名：しなの鉄道線軽井沢・中軽井沢間唐松歩道橋塗装塗替工事

単位：円

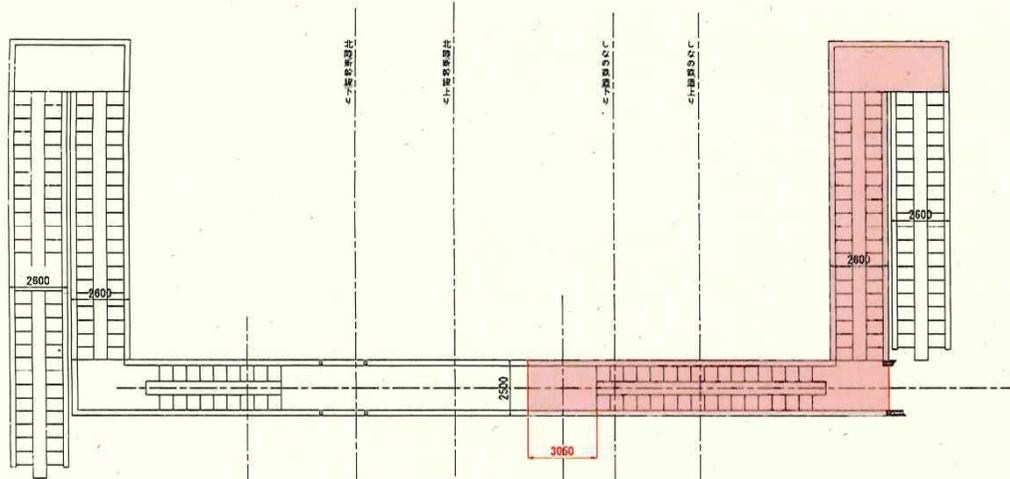
区分		金額			備考
		甲負担額	乙負担額	合計	
令和7年度 (2025年度)	金額	0	0	0	
	前払金	0	0	0	
	精算時	0	0	0	
令和8年度 (2026年度)	金額	75,240,000	0	75,240,000	
	前払金	0	0	0	
	精算時	75,240,000	0	75,240,000	

位置図

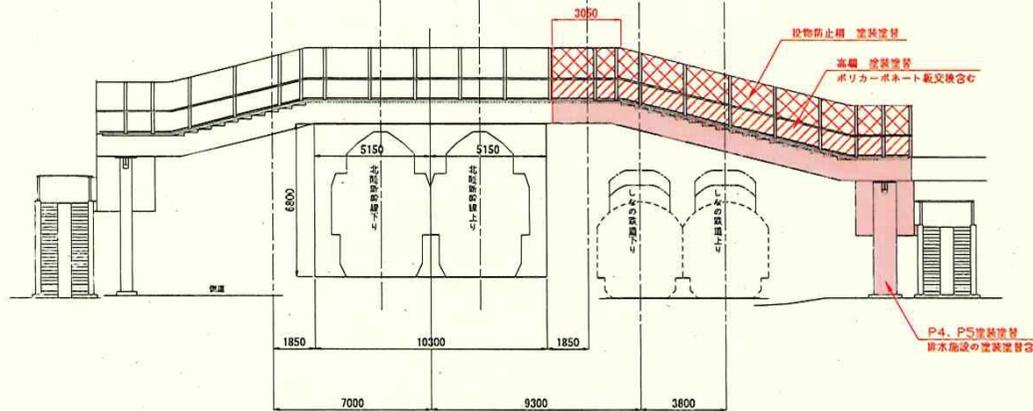


補修計画図

平面図 S=1:100 (A3 S=1:200)



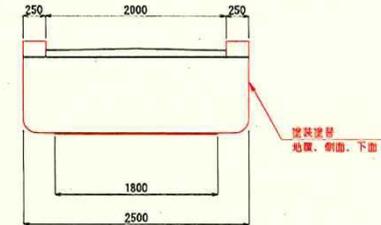
正面図 S=1:100 (A3 S=1:200)



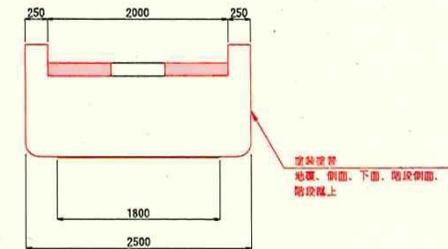
唐松歩道橋

(別紙)

平坦部断面図 S=1:25 (A3 S=1:50)



階段部断面図 S=1:25 (A3 S=1:50)



□: 乙施行範囲





軽井沢町町営住宅明渡し及び滞納家賃等支払請求事件に係る  
訴えの提起について

軽井沢町町営住宅明渡し及び滞納家賃等支払請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名

軽井沢町町営住宅明渡し及び滞納家賃等支払請求事件

2 請求の趣旨

町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める。

3 相手方、対象住宅及び請求額

番号	相手方		対象住宅	備考
	氏名	住所	請求額	
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	平成21年8月から令和7年10月までの家賃及び駐車場使用料の一部
		[REDACTED]	4,417,916円	
2	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	平成28年5月から令和7年10月までの家賃の一部
		[REDACTED]	3,226,264円	
3	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	平成18年2月から令和7年10月までの家賃の一部
		[REDACTED]	2,852,900円	

番号	相手方		対象住宅	備考
	氏名	住所	請求額	
4	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	平成10年12月から 令和7年10月まで の家賃の一部
		[REDACTED]	2,304,100円	
5	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	平成30年11月から 令和7年10月まで の家賃及び駐車場 使用料の一部
		[REDACTED]	1,344,100円	
6	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	令和3年6月から 令和7年10月まで の家賃の一部
		[REDACTED]	630,600円	
7	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	令和3年12月から 令和7年10月まで の家賃の一部
		[REDACTED]	499,000円	

(注) 請求額は、令和7年10月31日現在の滞納の額である。

#### 4 請求の原因

再三にわたる滞納家賃等の納付指導にもかかわらず支払に応じないため。

#### 5 訴訟遂行の方針

本件については、必要に応じ、上訴、和解その他必要な措置を行うことができるものとする。

令和7年12月4日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日

軽井沢町議会議員 川島 さゆり

指定管理者の指定について

次のとおり軽井沢観光会館の指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 軽井沢観光会館
- 2 指定管理者となる者の名称 一般社団法人軽井沢観光協会
- 3 指定管理者となる者の所在 軽井沢町大字軽井沢470番地3
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月4日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日  
軽井沢町議会議長 川島 さゆり

## 指定管理者選定審議会審査結果

施設名 軽井沢観光会館

令和7年9月22日審査

番号	選定基準	審査項目	配点	一般社団法人 軽井沢観光協会
1	施設の設置目的との 適合性	(1) 施設の設置目的と の適合性	確保されていな い場合は失格	⊖ 不適格
		(2) 利用者の平等な利 用の確保		⊖ 不適格
2	公の施設の効果的な 活用	(1) 利用者に対するサ ービスの向上	180	145
		(2) 施設の効果的な活 用	180	140
3	公の施設の管理経費 の縮減	管理経費の縮減	180	50
4	管理を安定して行う 物的及び人的能力	(1) 施設の適切な維持 管理	90	67
		(2) 施設の適切な運営	90	68
5	申請団体の状況	経営の健全性・安定性	180	120
合 計			900	590
1位を獲得した数				
順 位				

- ・ 1委員100点を持ち、9人の合計900点を満点とし、合計点及び順位の合議制で評価した。
- ・ 選定最低得点の設定は満点の60%とする。

## 指定管理者となる者の概要

## 1 団体の名称、代表者及び所在

名 称 一般社団法人軽井沢観光協会  
代 表 者 会長 大雲 芳樹  
所 在 軽井沢町大字軽井沢470番地3

## 2 目 的

次の事業を営むことを目的とする。

- ① 軽井沢の観光ビジョンの確立と周知
- ② 軽井沢における国際性の向上とイメージの高揚
- ③ 軽井沢観光の宣伝
- ④ 軽井沢における歴史、文化、自然などの観光資源の評価、開発、保護
- ⑤ 観光施設の整備と環境の保全
- ⑥ 会員施設の質的向上への提案
- ⑦ 観光関連催事の開催及び協賛
- ⑧ 観光客の誘致促進
- ⑨ 観光関連施設の受託及び運営
- ⑩ 会員相互の親睦及び他団体との協調、連携
- ⑪ その他、前各号に付帯する一切の業務

指定管理者の指定について

次のとおり軽井沢町観光振興センターの指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 軽井沢町観光振興センター
- 2 指定管理者となる者の名称 一般社団法人軽井沢観光協会
- 3 指定管理者となる者の所在 軽井沢町大字軽井沢470番地3
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月4日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日  
軽井沢町議会議長 川島 さゆり

## 指定管理者選定審議会審査結果

## 施設名 軽井沢町観光振興センター

令和7年9月22日審査

番号	選定基準	審査項目	配点	一般社団法人 軽井沢観光協会
1	施設の設置目的との 適合性	(1) 施設の設置目的と の適合性	確保されていな い場合は失格	⊖ 不適格
		(2) 利用者の平等な利 用の確保		⊖ 不適格
2	公の施設の効果的な 活用	(1) 利用者に対するサ ービスの向上	180	142
		(2) 施設の効果的な活 用	180	136
3	公の施設の管理経費 の縮減	管理経費の縮減	180	49
4	管理を安定して行う 物的及び人的能力	(1) 施設の適切な維持 管理	90	65
		(2) 施設の適切な運営	90	68
5	申請団体の状況	経営の健全性・安定性	180	127
合 計			900	587
1位を獲得した数				
順 位				

- ・ 1委員100点を持ち、9人の合計900点を満点とし、合計点及び順位の合議制で評価した。
- ・ 選定最低得点の設定は満点の60%とする。

## 指定管理者となる者の概要

## 1 団体の名称、代表者及び所在

名 称 一般社団法人軽井沢観光協会  
代 表 者 会長 大雲 芳樹  
所 在 軽井沢町大字軽井沢470番地3

## 2 目 的

次の事業を営むことを目的とする。

- ① 軽井沢の観光ビジョンの確立と周知
- ② 軽井沢における国際性の向上とイメージの高揚
- ③ 軽井沢観光の宣伝
- ④ 軽井沢における歴史、文化、自然などの観光資源の評価、開発、保護
- ⑤ 観光施設の整備と環境の保全
- ⑥ 会員施設の質的向上への提案
- ⑦ 観光関連催事の開催及び協賛
- ⑧ 観光客の誘致促進
- ⑨ 観光関連施設の受託及び運営
- ⑩ 会員相互の親睦及び他団体との協調、連携
- ⑪ その他、前各号に付帯する一切の業務

指定管理者の指定について

次のとおり軽井沢町地域交流施設くつかけテラスの指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 軽井沢町地域交流施設くつかけテラス
- 2 指定管理者となる者の名称 株式会社フードサービスシンワ
- 3 指定管理者となる者の所在 長野県南佐久郡小海町大字千代里23  
92番地1
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月4日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日  
軽井沢町議会議長 川島 さゆり

## 指定管理者選定審議会審査結果

## 施設名 軽井沢町地域交流施設くつかけテラス

令和7年9月22日審査

番号	選定基準	審査項目	配点	(株)フードサービス シンワ
1	施設の設置目的との 適合性	(1) 施設の設置目的と の適合性	確保されていな い場合は失格	⊙ 不適格
		(2) 利用者の平等な利 用の確保		⊙ 不適格
2	公の施設の効果的な 活用	(1) 利用者に対するサ ービスの向上	200	141
		(2) 施設の効果的な活 用	200	132
3	公の施設の管理経費 の縮減	管理経費の縮減	200	123
4	管理を安定して行う 物的及び人的能力	(1) 施設の適切な維持 管理	100	73
		(2) 施設の適切な運営	100	74
5	申請団体の状況	経営の健全性・安定性	200	141
合 計			1000	684
1位を獲得した数				
順 位				

- ・ 1委員100点を持ち、10人の合計1000点を満点とし、合計点及び順位の合議制で評価した。
- ・ 選定最低得点の設定は満点の60%とする。

## 指定管理者となる者の概要

## 1 団体の名称、代表者及び所在

名 称 株式会社フードサービスシンワ  
代 表 者 代表取締役 有坂 康躬  
所 在 長野県南佐久郡小海町大字千代里 2 3 9 2 番地 1

## 2 目 的

次の事業を営むことを目的とする。

- ① 総合食品の製造加工及び販売
- ② 宿泊施設の管理、運営
- ③ 旅館、その他の宿泊所の経営
- ④ 文化施設の管理、運営
- ⑤ ビル、建物の清掃及び保安管理並びに病虫害駆除、防疫衛生消毒の施工
- ⑥ 建物の付属設備の保守管理
- ⑦ 警備の請負並びに防犯、防火、安全に関する工事の請負
- ⑧ 各種機械装置の保守管理
- ⑨ 自動車運送業
- ⑩ 観光地のガイド業
- ⑪ 庭園の管理
- ⑫ 自動車の保守管理
- ⑬ エレベーターの保守管理
- ⑭ 損害保険代理業
- ⑮ 情報提供サービス業
- ⑯ 情報処理サービス業
- ⑰ 広告代理店業
- ⑱ イベントの企画、立案
- ⑲ 発電及び売電に関する事業
- ⑳ 農産物等直売施設の管理及び運営
- ㉑ 酒類の販売
- ㉒ 前各号に附帯する一切の業務

指定管理者の指定について

次のとおり軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭
- 2 指定管理者となる者の名称 株式会社フードサービスシンワ
- 3 指定管理者となる者の所在 長野県南佐久郡小海町大字千代里 2 3  
9 2 番地 1
- 4 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 1 2 月 4 日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日  
軽井沢町議会議長 川島 さゆり

## 指定管理者選定審議会審査結果

施設名 軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭

令和7年9月22日審査

番号	選定基準	審査項目	配点	(株)フードサービスシンワ	(株)大澤屋
1	施設の設置目的との適合性	(1) 施設の設置目的との適合性	確保されていない場合は失格	⊙ 適格 不適格	⊙ 適格 不適格
		(2) 利用者の平等な利用の確保		⊙ 適格 不適格	⊙ 適格 不適格
2	公の施設の効果的な活用	(1) 利用者に対するサービスの向上	200	146	153
		(2) 施設の効果的な活用	200	126	134
3	公の施設の管理経費の縮減	管理経費の縮減	200	156	149
4	管理を安定して行う物的及び人的能力	(1) 施設の適切な維持管理	100	65	64
		(2) 施設の適切な運営	100	66	66
5	申請団体の状況	経営の健全性・安定性	200	125	134
合 計			1000	684	700
1位を獲得した数				7	3
順 位				1	2

- ・ 1委員100点を持ち、10人の合計1000点を満点とし、合計点及び順位の合議制で評価した。
- ・ 選定最低得点の設定は満点の60%とする。

## 指定管理者となる者の概要

## 1 団体の名称、代表者及び所在

名 称 株式会社フードサービスシンワ  
代 表 者 代表取締役 有坂 康躬  
所 在 長野県南佐久郡小海町大字千代里2392番地1

## 2 目 的

次の事業を営むことを目的とする。

- ① 総合食品の製造加工及び販売
- ② 宿泊施設の管理、運営
- ③ 旅館、その他の宿泊所の経営
- ④ 文化施設の管理、運営
- ⑤ ビル、建物の清掃及び保安管理並びに病虫害駆除、防疫衛生消毒の施工
- ⑥ 建物の付属設備の保守管理
- ⑦ 警備の請負並びに防犯、防火、安全に関する工事の請負
- ⑧ 各種機械装置の保守管理
- ⑨ 自動車運送業
- ⑩ 観光地のガイド業
- ⑪ 庭園の管理
- ⑫ 自動車の保守管理
- ⑬ エレベーターの保守管理
- ⑭ 損害保険代理業
- ⑮ 情報提供サービス業
- ⑯ 情報処理サービス業
- ⑰ 広告代理店業
- ⑱ イベントの企画、立案
- ⑲ 発電及び売電に関する事業
- ⑳ 農産物等直売施設の管理及び運営
- ㉑ 酒類の販売
- ㉒ 前各号に附帯する一切の業務

指定管理者の指定について

次のとおり軽井沢風越公園アイスアリーナ外6施設の指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 軽井沢風越公園アイスアリーナ  
軽井沢風越公園グラウンド  
スカップ軽井沢  
軽井沢風越公園屋外テニスコート  
軽井沢風越公園スケートリンク  
軽井沢風越公園カーリングホール  
軽井沢風越公園総合体育館
- 2 指定管理者となる者の名称 風越パークコーオペレイション
- 3 指定管理者となる者の所在 軽井沢町大字発地1157番地6
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月4日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

## 指定管理者選定審議会審査結果

## 施設名 風越公園アイスアリーナ外6施設

令和7年9月22日審査

番号	選定基準	審査項目	配点	風越パークコー オペレーション
1	施設の設置目的との 適合性	(1) 施設の設置目的と の適合性	確保されていな い場合は失格	⊙ 適格 不適格
		(2) 利用者の平等な利 用の確保		⊙ 適格 不適格
2	公の施設の効果的な 活用	(1) 利用者に対するサ ービスの向上	180	143
		(2) 施設の効果的な活 用	180	138
3	公の施設の管理経費 の縮減	管理経費の縮減	180	114
4	管理を安定して行う 物的及び人的能力	(1) 施設の適切な維持 管理	90	70
		(2) 施設の適切な運営	90	74
5	申請団体の状況	経営の健全性・安定性	180	145
合 計			900	684
1位を獲得した数				
順 位				

- ・ 1委員100点を持ち、9人の合計900点を満点とし、合計点及び順位の合議制で評価した。
- ・ 選定最低得点の設定は満点の60%とする。

## 指定管理者となる者の概要

## 1 団体の名称、代表者、所在及び構成員

名 称 風越パークコーオペレイション  
代 表 者 一般社団法人軽井沢町振興公社  
所 在 軽井沢町大字発地1157番地6  
構 成 員 一般社団法人軽井沢町振興公社  
理事長 土屋 三千夫  
特定非営利活動法人スポーツコミュニティー軽井沢  
クラブ  
理事長 尾沼 好博

## 2 目 的

軽井沢町長期振興計画に基づく地域振興を促進するための事業を行い、もって観光産業等の強化と地域住民の福祉増進、スポーツの振興とコミュニティーの活性化並びに社会の公益に寄与すること及び軽井沢風越公園アイスアリーナ外6施設の指定管理業務を共同連帯して営むことを目的とする。

## 3 業務内容

- ① 公有施設の管理運営の受託
- ② 各種スポーツ施設を活用した、スポーツの振興及び普及

指定管理者の指定について

次のとおり軽井沢町都市施設さわやかハットの指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 軽井沢町都市施設さわやかハット
- 2 指定管理者となる者の名称 軽井沢 N A G A N O
- 3 指定管理者となる者の所在 軽井沢町大字発地 1 1 5 7 番地 6
- 4 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 12 月 4 日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日  
軽井沢町議会議長 川島 さゆり

## 指定管理者選定審議会審査結果

## 施設名 軽井沢町都市施設さわやかハット

令和7年9月22日審査

番号	選定基準	審査項目	配点	MIDORI・JR 東日本共同 事業体	軽井沢 NAGANO
1	施設の設置目的 との適合性	(1) 施設の設置目的 との適合性	確保されてい ない場合は失格	⊙適格 ⊙不適格	⊙適格 ⊙不適格
		(2) 利用者の平等 な利用の確保		⊙適格 ⊙不適格	⊙適格 ⊙不適格
2	公の施設の効果 的な活用	(1) 利用者に対す るサービスの向上	160	117	116
		(2) 施設の効果的 な活用	160	104	102
3	公の施設の管理 経費の縮減	管理経費の縮減	160	129	136
4	管理を安定して 行う物的及び人 的能力	(1) 施設の適切な 維持管理	80	54	59
		(2) 施設の適切な 運営	80	54	56
5	申請団体の状況	経営の健全性・安定 性	160	107	101
合 計			800	565	570
1位を獲得した数				2	6
順 位				2	1

- ・ 1委員100点を持ち、8人の合計800点を満点とし、合計点及び順位の合議制で評価した。
- ・ 選定最低得点の設定は満点の60%とする。

## 指定管理者となる者の概要

## 1 団体の名称、代表者、所在及び構成員

名 称	軽井沢NAGANO
代 表 者	一般社団法人軽井沢町振興公社
所 在	軽井沢町大字発地1157番地6
構 成 員	一般社団法人軽井沢町振興公社 理事長 土屋 三千夫 一般社団法人長野県観光機構 理事長 曲淵 文昭 一般社団法人軽井沢観光協会 会長 大雲 芳樹

## 2 目 的

軽井沢町長期振興計画に基づく地域振興を促進するための事業を行い、もって軽井沢町の観光振興と地域住民の福祉増進並びに国際親善に寄与すること及び軽井沢町都市施設さわやかハットの指定管理業務を共同連帯して営むことを目的とする。

## 3 業務内容

- ① 公有施設の管理運営の受託
- ② 観光に関する総合的な事業

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

令和7年度町単木もれ陽の里屋根他改修工事変更請負契約の締結について

令和7年12月4日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第2項の規定により、令和7年度町単木もれ陽の里屋根他改修工事変更請負契約の締結について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年11月18日

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年度町単木もれ陽の里屋根他改修工事変更箇所一覧

【増工額】

(1) トップライト改修工事	1,375,000 円
(2) 天井改修工事	154,000 円
(3) 鉄骨上下枠工事	440,000 円
(4) 現場精査による増	385,000 円
(5) 諸経費	924,000 円
<u>増工額合計</u>	<u>3,278,000 円</u>

【減工額】

(1) 災害防止工	
防災シートからメッシュシートへ変更	△374,000 円
<u>減工額合計</u>	<u>△374,000 円</u>

変更額合計（税込） 2,904,000 円

当初契約額（税込） 77,550,000 円

変更後契約額（税込） 80,454,000 円

【工期変更】

当初工期 令和7年11月26日

変更後工期 令和8年1月26日



専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを議会に報告する。

記

木もれ陽の里での落雪による車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第1項の規定により、木もれ陽の里での落雪による車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年9月22日

軽井沢町長 土屋 三千夫

木もれ陽の里での落雪による車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和7年3月5日（水）午前11時55分頃、木もれ陽の里（軽井沢町大字長倉4844番地1）敷地内において、駐車していた相手方車両上に、施設2階屋根から落雪があり、車両を損傷した。

この事故に係る軽井沢町の損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

記

損害賠償の相手方及び賠償額

相手方		損害賠償の額
氏名	住所	
社会福祉法人 軽井沢町社会福祉協 議会	長野県北佐久郡軽井沢町大 字長倉4844番地1	167,090円

木もれ陽の里での落雪による車両損傷事故に係る損害賠償  
の額を定めること及びこれに伴う和解について

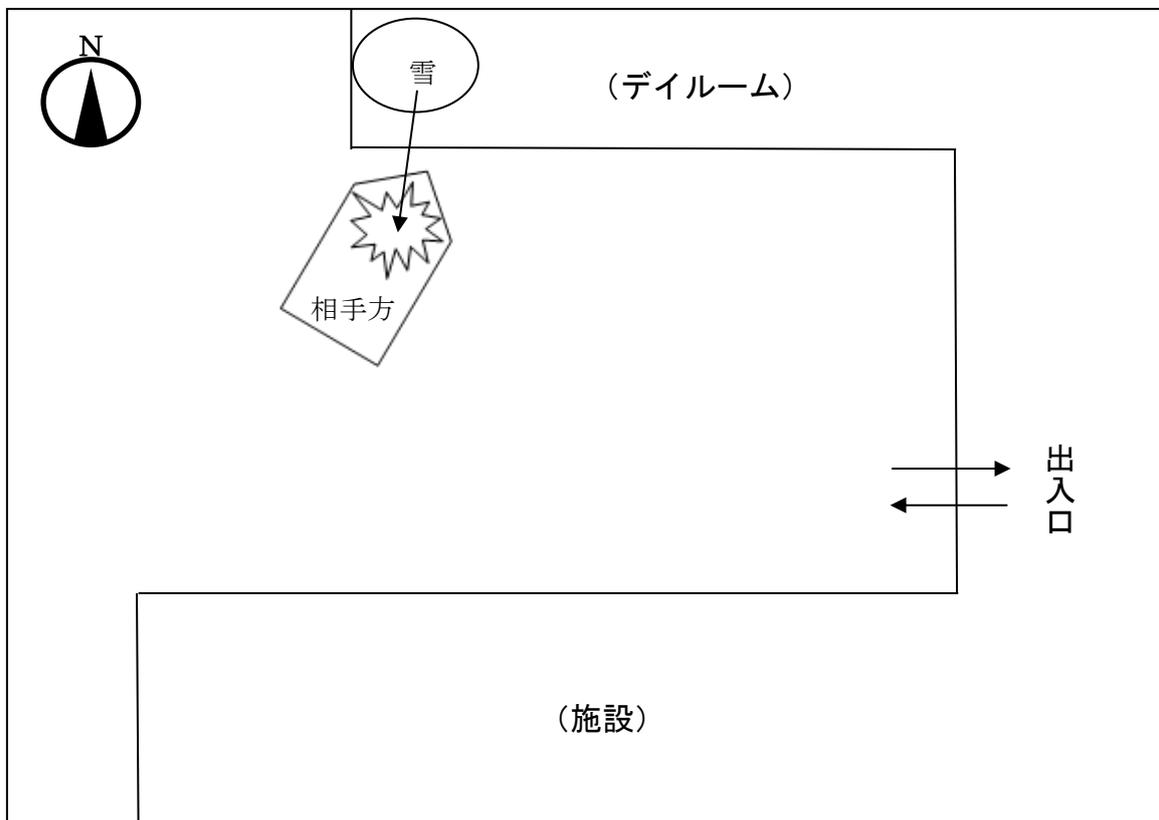
事故発生日時 令和7年3月5日（水） 午前11時55分頃

事故発生場所 木もれ陽の里敷地内  
軽井沢町大字長倉4844番地1

1. 相手方への損害賠償額

相手方	損害額		損害賠償額	左記の財源内訳	
				保険金	町負担
社会福祉法人 軽井沢町社会福祉 協議会	修理 代金	334,180円	167,090円	167,090円	0円

2. 事故発生状況概略図





## 示 談 書

本件事故に関し、下記の通り示談が成立しましたので、今後いかなる事情が発生いたしましても、甲乙ともに異議の申し立てをしないことを確約いたします。

令和7年9月22日

第一当事者 (甲) 住所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3381番地1  
氏名 軽井沢町長 土屋 三千夫

第二当事者 (乙) 住所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4844番地1  
氏名 社会福祉法人 軽井沢町社会福祉協議会  
会 長 矢内 英男

1. 事故発生日時 令和7年3月5日(水) 午前11時55分頃
2. 事故場所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4844番地1  
軽井沢町保健福祉複合施設 木もれ陽の里

## 3. 事故の原因状況結果

上記日時頃、上記施設デイサービス入り口付近の空きスペースに乙が駐車をしていたところ、施設2階屋根から落雪があり、車両を破損した。以下余白。

## 4. 示談の内容

甲と乙の過失割合を5:5とし、甲が乙に対して、本件事故に関する損害賠償金334,180円のうち167,090円を乙が指定する口座に支払う。なお、本件示談の他、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

公用車での交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和7年12月4日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第1項の規定により、公用車での交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年10月31日

軽井沢町長 土屋 三千夫



公用車での交通事故に係る損害賠償の額を定めること及び  
これに伴う和解について

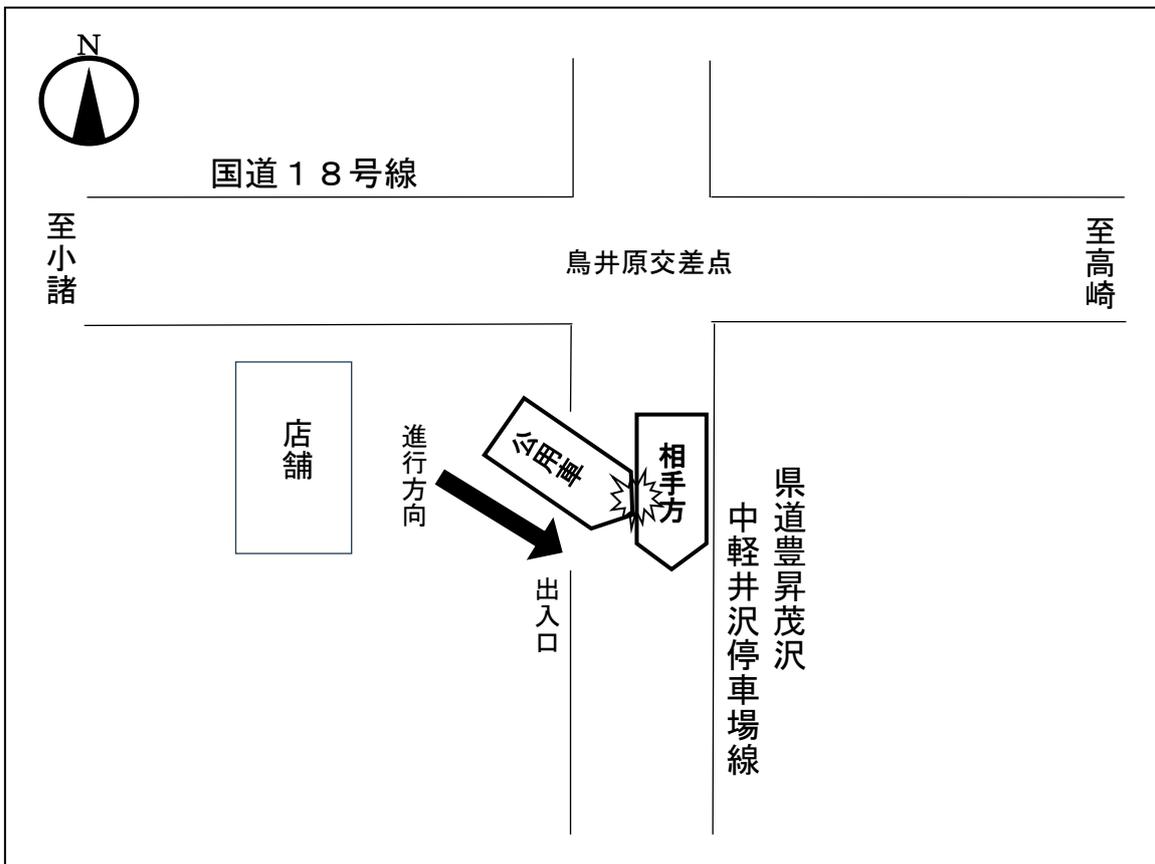
事故発生日時 令和7年7月13日（日） 午前10時30分頃

事故発生場所 軽井沢町大字長倉1686番1地先

1. 相手方への損害賠償額

相手方	損害額		損害賠償額	左記の財源内訳	
				保険金	町負担
■■■■■	修理代金	233,264 円	233,264 円	233,264 円	0 円

2. 事故発生状況概略図





# 示談書

(物損事故専用)

99(交付番号) 2025200108

事故発生日時	2025年7月13日 10時30分		
事故発生場所	北佐久郡軽井沢町大字長倉1686-1		
	所有者または使用者氏名	運転者氏名	車両登録番号
当事者 甲	軽井沢町	[REDACTED]	[REDACTED]
当事者 乙	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
事故状況	上記日時場所において、甲と乙が衝突したものを。		
示談内容	事故当事者	甲	乙
	損害額	① ¥70,037	② ¥309,089
	責任割合	③ 80%	④ 20%
	甲乙の責任額	⑤ 甲は乙の損害の内 ¥247,271 を負担する(②×③)	⑥ 乙は甲の損害の内 ¥14,007 を負担する(①×④)
決済方法	1 甲は乙に上記責任額⑤を支払い、乙は甲に上記責任額⑥を支払う。 ② 甲・乙各自負担額を相殺し、(甲)が、(乙)に対し ¥ 233,264 (⑤-⑥) を支払う 3 甲・乙の損害額を各自それぞれ負担する。(自損自弁) 4 当事者丙( )の損害については 甲・乙が上記割合で負担する。 5 その他( )		

支払方法	¥233,264	佐久浅間 銀行 農協 普通 店番号 1 0 0 口座名義(カタカナ)	
		農業協同組合 金庫 信組 総合 口座番号	
	本所	支店 支所 当座 0 0 3 3 7 5 2	オートパルサク
		銀行 農協 普通 店番号 口座名義(カタカナ)	
		金庫 信組 総合 口座番号	
		支店 支所 当座	

上記のとおり示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを誓約します。

示談日 令和7年10月31日

当事者 甲 (所有者または使用者) 住所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1  
 氏名 軽井沢町長 土屋三千夫  
 (運転者) 住所 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED]  
 当事者 乙 (所有者または使用者) 住所 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED]  
 (運転者) 住所 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED]